

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 OMSB が設置する訪問看護ステーションつばめ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護（介護予防を含む）サービス（以下「訪問看護」という。）の提供を目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業の提供に当たっては、ステーションの看護師等は要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の提供に当たっては、ステーションの看護師等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター及びその他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 事業の実施に当たっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わないものとする。

(事業の名称及び所在地)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称：訪問看護ステーション つばめ

(2) 所在地：〒667-0115 兵庫県養父市上箇 210-1 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師
常勤換算 2.5 名以上(内 1 名は常勤とする。)
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（必要に応じて配置）
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。
- (4) 事務職員：（必要に応じて配置）
訪問看護に係る事務業務を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- (3) 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の提供方法）

第 6 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（事業の内容）

第 7 条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症患者の看護

(7)療養生活や介護方法の指導

(8)カテーテル等の管理

(9)その他、在宅療養を継続するために必要な医師の指示による処置

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第8条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

2 介護保険の被保険者が医療保険適応となる場合は、以下のとおり末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別訪問看護指示書を交付された利用者等とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた際には、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第10条 介護保険による訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

2 医療保険による訪問看護を提供した場合の利用料の額は、法で定める額及び保健各法で定める額とする。利用料金は別添の料金表通りとする。

3 介護保険または医療保険による訪問看護を提供した場合の利用料金のほか、以下の場合はその他利用料として支払いを受けるものとする。

エンゼルケア 20,000 円

4 訪問看護の開始に際しては、あらかじめ利用者またはその家族等に対し訪問看護の内容及び利用料について記した文書を交付し、理解を得るものとする。

5 利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対して、利用料とその他利用料について記載した領収書を交付する。

(通常業務を実施する地域)

第 11 条 ステーションが通常業務を行う地域は養父市、朝来市、香美町（香住区は除く）、豊岡市(城崎町・竹野町・但東町は除く)とする。

(衛生管理、感染症の発生及びまん延等の防止)

第 12 条 管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 管理者は、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症に予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(相談・苦情対応)

第 13 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 提供した訪問看護に関して、市町村からの文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した訪問看護に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他に市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故処理)

第 14 条 ステーションは、訪問看護の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、

速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第15条 利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 利用者及びその家族の個人情報利用に関しては、利用者その家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（業務継続計画）

第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（教育研修）

第17条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後2ヶ月以内の初任研修

(2) 年6回の業務研修

（虐待防止に関する事項）

第 18 条 ステーションは、利用者に対する虐待の防止のための措置を適切に実施する担当者を置き、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底する。

2 虐待の防止のための指針を整備、および従業者に対して虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

3 ステーションは、訪問看護の提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等）

第 19 条 ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を原則禁止する。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（記録の整備）

第 20 条 ステーションは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 ステーションは、訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。なお「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 21 条 ステーションは、看護師等が、健康保険法第 3 条第 31 項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得および活用し、質の高い訪問看護を実施し、計画的な管理を行う。

（その他）

第 22 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。